

全建総連 国保組合協議会

建設国保組合設立三〇周年記念講演

建設国保創設の初心に学び、来世紀への展望を語る

全建総連中央執行委員長

加藤 忠 由

はじめに

きょうは、今年が建設国保組合設立三〇周年となるので、その設立の動機などについて話をしてほしいということでした。三〇年もたちますと、国保組合運営に携わってこられた人たちのなかでも、かなりの方がいきさつを知らないことになる。いったい全建総連と国保組合とはどう結びついているのか、なぜ結びついているのかと、疑問をお持ちの方もあると聞いております。その辺をご理解をいただくためにも、私のほうからお話をしたいと思っております。ただし見渡しますとかなり古い方もおいでになるようですので、そんな話は何回も聞いたことがある。そういう方は学習の意味でお聞きいただきたいし、それでもたいへんな時にはいねむりをされてもけっこうでございます。

きょうみなさんにさせていただくお話は、全体を四つほどに分けています。一つは、日本の労働法制というものについてのお話です。わが国の労働法制には、世界から見ると日本らしい特徴があります。それは、何といても日本が遅れて発達した資本主義国ということからきたものであります。日本では制度発足いらい、産業政策の一つとして労働法制が位置づけられてきたのであります。このことが十分理解されないと、後にお話する擬制適用の意味が分からなくなります。労災保険の一人親方も当初は擬制適用でありましたし、日雇健保も、全建総連の大部分の組合員は擬制適用を受けざ

るをえなかつた。なぜそうなったのかというと、日本の労働法制そのものが産業政策の一環だったため、すべて事業所中心に処理することとなったところに原因があります。そしてこれはいまでも変わっておりません。われわれはたたかいによって、擬制適用をだんだんなくしてきたわけでありませんが、いまでさえ労働法制で救済に組み込まれていない人が、かなりの数いるのです。そういうわが国の労働法制の特徴とその限界を打破しようとたたかってきた全建総連の運動を、歴史的にふりかえっておきたいと思つのです。二つめには、全建総連と国保組合との関係をお話する予定です。全建総連はどのようにしてできたのか、どんな運動をやってきたのか。そのあたりを述べるつもりであります。三つめには、建設国保がなぜつくられたのか、つくってからどんな運動をして、いまはどういう状況なのか。そのあたりをお話すれば、建設国保という制度が運動によって内容がかなり改善されてきたことがお分かりいただけるのではないかと思つています。さらに最後に、若干ではありますが、二一世紀に向けた全建総連の運動の課題についてお話いたします。

日本の労働法制の特徴

まず、日本の労働法制の特徴についてであります。日本では労働法制ばかりでなく、すべての法制が封建制度そのものを写してきたという事情がありました。とくにむか

しは「夫婦は一世、親子は二世、主従は三世」などといわれて、ようするに使用者と被使用者とは封建時代同様、殿様と家来の関係と同様で、かなり深いものである。主従関係が社会制度のなかでは一番中心になるべきだ、という思想があったわけです。それがそのまま受け継がれて、初期の労働法制に反映されたという事情がありました。この問題はなかなか改善が難しい問題でありまして、ひるがえって考えてみると、日本の医療制度そのものも、そういう封建時代以前の思想のなから生まれてきたものであります。

日本の医療救済制度を歴史的にさかのぼってみると、その起源は文書では奈良朝時代までさかのぼります。医療制度の発展はヨーロッパと日本とは根本的に違っていません。ヨーロッパではキリスト教を中心にして貧困者に医療を与えたが、日本の場合は仏教の思想を中心にして貧困者を救済した。こういう思想上の違いがありました。奈良時代、仏教の普及にともなって、貧困者を救済することが仏の心であると教えられ、貴族や富める人を中心に医療を施すことが徳とみなされました。皇族たちが、お寺に貧困者を集めて背中を流したといった絵画が残っています。これらは上流階級が一定の範囲で、庶民に施しを与えてきたことを証明していると思います。「こつ」いう思想は、徳川の時代にまで続いてきます。ご存知の通り、小石川に療養所を設け、貧民に医療を行っていたことが記録されています。

これらはどういふ思想から生まれてきたのか、というと、最大の側面は仏教の思想だったと思います。ただもう一つ、ときの権力者が一定の人民支配を確立するためには、貧困者をそのままに放置しておけない、という要請もあったのだらうと考えられます。医療問題が社会問題となり、国が制度化するのは明治以降でありましたが、それ以前にも領主など支配者は、医療制度を宗教政策とむすびつけて実施してきた。ただしそれは国の政策とは無関係で、予算がどうといった義務的側面はまったくなく、領主から「賜わる」ものでしかなかったのです。

明治開国

明治開国の後に、国としての医療制度が発足しました。明治維新というのは、言い換えれば日本が資本主義国に突入した契機であります。私は日本の資本主義社会を、おおまかには二つに分けています。一つは太平洋戦争まで、これはいうならば「一國資本主義」とでもいみましょうか、よつするに日本的な資本主義社会であったといえると思っています。もう一つは太平洋戦争後の国際的な関係をもった社会です。

さて明治開国の資本主義社会は、諸外国のそれとはある程度区切りのできる特徴を備えていたのです。日本は徳川時代、鎖国をしておりました。開国で鎖国政策はなくなりましたが、実体としての鎖国政策もなくなったかといえ、そうではなかった。やは

り日本の伝統的な制度を残していたのです。それらは、同じ資本主義といっても、ヨーロッパやアメリカとは大きく違った制度として残されてきたのです。

明治政府は、維新断行によって、まず富国強兵をすすめようとしています。そのために国の官僚支配を強化しました。これはいまでも続いている日本の政治的特徴であります。たとえば私たちが医療制度の充実を求めて厚生省などと交渉をします。住宅問題で建設省交渉を行います。その際、なかなか役所の壁が破れないという障害がでてきます。じつはそれは当然のことであって、明治開国以来変わることはない、一貫した官僚支配という政策があるのであって、それは今日も非常に強く政治と共に国民を支配しているからであります。われわれは、そういうなかで運動を進めているので、運動が強くなければならない理由はここにあるのです。

富国強兵と産業保護

明治政府は、富国強兵政策実現のために「アメリカ、ヨーロッパに追いつけ追い越せ」をスローガンにします。徳川時代は鎖国で、国民には外国の事情はまったく知らされておりませんでした。明治政府の中心人物たちは、維新政府起立以後、ヨーロッパから多くのものを学んできました。そして次々に新しい政策を進めました。まず幕藩体制による間接支配から中央集権国家による直接支配へとすすめていきます。それ

は、国家の軍事力の増強によって、ヨーロッパ列強に支配されない国力を持つことでもありました。そしてそのために、産業を興して国の収入をあげなければならぬ。そこで国として大きな企業の保護育成をする。私は、明治当時の事情ではやむを得なかつたことだと思いますが、じつはその名残が今日までずっと尾を引いているのです。どうなつてきたのか、というと、富国強兵とは産業を興すこと、そのため政府が中心になつて大企業を育成する政策をとる。そのために国の官僚組織が大動員されました。そして、いまだいえば住宅は建設省が担当し、大きな産業については通産省が担当することになつてゐるわけですが、これも明治中期に確立されたのです。そして国が行う公共事業、つまり道路を引く、鉄道を通す、水を管理する、住宅を建てるなどは、国民のためということでなく、産業を育成し世界列強と渡り合えるようにするために、日本の産業政策は進められていたのであります。

この政策中もつとも重要な要件は何かというと、優秀な労働力を多数確保することでありました。これは古今東西を通じて、もつとも大事な政治の要諦でありました。日本が戦後五〇年ほどで世界の最先進国になつたことも、日本に優秀な労働力を生むシステムがあつたことによると私は考えております。明治の時代に為政者がそういうことまで考えていたかどうか、私は分かりませんが、少なくとも二つの点で、日本の労働者育成政策には特徴がありました。一つは義務教育制度であります。これは何と

いつでも優秀な国民をつくる上で必要でした。というのは、優秀な労働力というのは、じつは同じ学力の国民を大量につくることなのであります。そのために政府は、義務教育に力を入れたのです。私が明治政府を評価するのは、この一点にあります。この政策によって日本の場合、均一な労働力がどこでも手に入るようになり、産業にとつてたいへん有利な状況を生んだのです。

ところがこれは、アメリカや東南アジアなどではまったく事情が異なっています。このごろはかなり改善されていますが、日本のような徹底した教育制度がつくられてきたわけではありませんでした。みなさんも諸外国などに観光旅行にいかれる方もおられると思います。このごろはかなり改善されてきて、計算機などを使って瞬時に受け払い金額を計算しますが、計算機がなかったころはそうではありませんでした。商品を買う日本人のほうではいくらになると暗算してしまつ。これが外国人には驚異だったそうです。何でそんなに早く計算ができるのか、理解できない。これも義務教育が普及して、算数がさうとうのレベルで教えられていたからです。アメリカ・ヨーロッパでは、けつしてそうではなかったのです。義務教育制度になつてからも、日本ほど徹底して子どもたちを教える制度がつくられなかったようであります。そこで読み書き算数の能力にばらつきがあり、それができない人も少なくないのです。明治以前は日本でも読めても書けない人、書いても計算ができないという人が圧倒的でした

が、いまではそんな人はほとんどおりません。

私がアメリカに最初にいったときのことですが、AFL・CIOの幹部に指摘したのです。当時の失業の現状を指して、アメリカは黒人差別をしているのではないかと発言したところ、先方はたいへん怒っておられました。われわれは黒人を絶対差別していない。文字の書けない人、計算のできない人を現実にどう雇うのか、けっして差別をしているわけじゃないが、市場ではそういう現象にうつることも数限りなくある。その解消のためにAFL・CIOでは、職業訓練に力を入れている、と聞いていました。たしかに三〇代四〇代の労働者が、どこの都市でも小さな教室で、日本で小学生が学んでいるような水準のことを学習しているのです。「そうやって社会に送り出さないと彼らの失業は解消しない」。幹部たちはそう聞いておりました。これがアメリカの三〇年ほど前の事情でした。ヨーロッパも同じでしたし、東南アジアはもっとひどかったです。いまはそういうこともだんだんなくなっています。

つまり優秀な労働力を育てるといった場合、やはり義務教育を徹底して、国民の水準を一定に保つことが絶対必要なのです。そうしないから、日本の海外援助などで送った機械が、補修できないためにいつの間にかお蔵入りしてしまった。これはパンフレットを渡したくらいではとても追いつけない能力の差があったからなのです。

もう一つ、政府が行った労働力確保政策というのは、医療の問題でした。国民の間

に伝染病が蔓延したら、いくら優秀な能力をもった国民でも次々に死んでしまつて意味がありません。しかし日本でも、明治以来たびたび伝染病が流行しました。日本でコレラが最初に流行したのが明治二年でした。かなりの人が死んだ。またペスト、これはネズミが媒介するといわれていますが、明治三年に大流行しました。このような伝染病対策もすっかりやらないと、優秀な労働力を維持することにならない。そこで明治政府はこの分野にもかなり力を入れてきたわけであります。

つまりわが国の医療制度面から考えると、まずこのような大型伝染病対策を中心にして、そこから制度化されてきたといえるのではないかと思います。伝染病予防法が制定されたのは、早くも明治一三年でした。その際、医療費をどうするかが問題になりました。当初は国が負担したのですが、伝染病が大流行するにつれて、そんなことでは間に合わなくなつていきます。そこで保険の考えがでてきたわけです。また一方で、工場に働いている労働者が、仕事中にけがをした場合どうするのか、ということも大問題でした。これはむかしは、事業主が自己負担するものという風習があつたようです。建設業をみてみてもそういうことが行われてきたようです。徳川時代以降終戦まで、そういうことだつたと思われれます。ただしその金額は、ほんのわずかでした。誰かがけがをしたとき、その人を雇つてゐる人が見舞金を出す。そして一緒に働いてゐる人もわずかずつお金を出し合つて見舞いをする。それで終わりでした。当座の医

者代を出すだけがせいじつばいで、その後の補償などできるものではなかった。これが日本の産業全体の趨勢でした。

そこで政府は、工場法という法律でそのあたりを規制していきます。これは明治四四年に制定されました(施行は大正五年)。ここで、企業は労災も健康保険も一緒に面倒みることになったわけです。ただし門戸はかなり狭かったようで、大きな事業所でなければ実施できないものであります。このように、政府が本格的に医療問題に乗り出したきつかけは、一つは伝染病対策であり、もう一つは工場での労働者の労災対策であつたといえるわけです。この両面での対策の発展が、日本の医療保険制度を発展させてきたといえると思います。

日本の伝統的医療救済制度はかなり以前から行われてきましたが、明治時代にはこれが産業政策として、安上がりの労働者づくりに利用されてきました。健康保険法は大正一一年にできましたが、その前後に日本労働組合評議会という組織が健康保険法実現のストライキを執行していました。まさに官憲が革新運動すべてに目を光らせ、組合活動などできないような時代にあつて、ストライキで健康保険制度を要求した。それほど健康保険制度は労働者にとって大事だと、当時の先輩たちは認識していたのだと思います。私たちもそういう伝統を視野に入れて運動を維持発展させる必要があるのではないかと思います。

企業による労働力の確保と労務管理

ところで、これらのわが国の施策の特徴といえるのは、まず法律を制定する場合、事業所に真先に適用させたということです。つまり事業所に所属している人は法律が適用されるが、事業所(企業)に所属していない人は救う道がまったくないというのが、この時代から今日に至るまでの日本の医療保険制度の特徴となつたのであります。労働法制は日本の場合、産業政策の一環だから、当然そうなつていくのであります。個人で入るといふ方法など考えられもしなかつたのです。もちろん国民健康保険制度ができてから、はじめてそういう方法も道が開けたわけですが、それまでは個人は、まったく自分で自衛するしかなかったのです。私はこれが日本の労働法制、医療制度の特徴だと考えています。

工場法の制定によつて、工場労働者はかなり救われた面がありますが、建設業にはまったくその恩恵は及ばなかつた。親方と仲間が見舞金を出してそれで終わりというのは、かなり後の世まで続いておりました。そういう目にあつた人はその後どうしたのかというと、この人たちには働くところがないのです。片手が亡くなった程度ならば何とか働くこともできたが、足が不自由になると、この業界ではなかなか仕事はなさいです。そういう人たちは、それぞれの現場を奉加帳を持って回つて、みなさんのわずかな醸金(きよきん)に頼つて生きていたのが実情でした。この風習は太平洋戦争

が終わるころまで残っていました。まったく惨めな状態でありました。「けがと弁当は手持ち」という言葉がありますが、これはこついうことをいっていたのであります。こついうことが慣習として終戦まで続いてきたのです。だからこそ、その後の私たちの運動が必要とされることになってきたのであります。

日本の労働組合、世界の労働組合

この企業中心に実施される法制というのは、まったく日本独自のものでして、ヨーロッパやアメリカでは労働者個人個人を対象として、いろいろな施策が講じられたのであります。そこに大きな違いがありました。日本でも戦後労働組合がつくられましたが、日本の労働組合は、いろいろな独自の特徴を持っておりますが、その最たるものが企業別労働組合であったわけです。日立製作所労働組合、東京芝浦電気労働組合といふふうに、企業ごとに労働組合が組織され、それが連合して単産をかたちづくる。これもやはり日本の労働法制の考え方が、企業が中心とされてきたことが影響したと私は考えています。アメリカやヨーロッパはそうではなく、なにことも権利の基準は個人を中心としています。だからあちらでは職業別の労働組合が産業別になったのです。アメリカの場合は労働組合はもう官僚化してしまっていますが、それでも特徴があつて、建設業の場合は職業別労働組合として組織されています。大工職労働組合、左

官労働組合、塗装の労働組合、板金の組合とそれぞれ職業ごとに組合をつくっています。アメリカでは労働組合の国規模の連合体をAFL・CIOとっていますが、大工労働組合などはその下に位置しており、各職別に組合が結成されていて、その連合体として建設部会があります。ここで建設に関連する問題が話し合われているわけです。この仕組みは各州にも同じようにあります。一例としてカリフォルニア州に建設部会があります。またその下のロサンゼルスやサンフランシスコなどの市毎にも同じような部会が組織されています。労働協約などの改正の場合、お互いに連絡をとりあつて情報交換をしますが、いざ締結という場合は、この個別労働組合が企業連合と結ぶことになります。この事情はヨーロッパでも同じです。

ですから、一つの工場内にくつつもの労働組合があるわけです。それが当たり前になつていきます。それぞれの組合員が、持っている資格や経験で組合を選ぶのですから、工場にくつつもの労働組合があつても、そこでは連合して企業交渉を行うのです。日本の場合はそのなつていません。あくまで企業別組合であります。これを労働組合の団結力からいえば、日本の場合かなり弱いといえるでしょう。企業で労働組合をつくつた場合、社長と労働組合の委員長と対等になつていくようにみえますが、現実にはなつていません。首を切られればそれでお終いなのです。産業別なり職業別ならば、そうなりません。労働組合は企業から独立しているので、組合の役員が首を切

られても別に関係ない。そこに強さが生まれるわけです。

全建総連の場合、それと似ているようですが、とても労使の関係までいってないの
で、あまりいばれたものではありません。しかし日本の労働組合運動も、産業別組織
を展望しなければいけないのではないかと、私は考えます。ただ、なぜ日本では企業
別労働組合ができたのかというと、日本の労働法制そのものが企業を中心に施行され
てきたからなので、産業政策の匂いがこの面でもできてしまっているわけなのです。

この産業振興中心の国家政策ということはまた、その他のいろいろな制度に持ち込
まれています。いまいろんな役所がありますが、そのすべての施策が明治以来産業政
策に傾いております。建設省の場合をみると、住宅問題をやっているといっても、けっ
して住宅建設を国民の立場に立って考えているわけではありません。どんな住宅を建
てさせるか、ということになりがちです。企業にどれだけの労働者がいるからそこに
どれだけの住宅を建てさせなければならぬ、そういう発想で考えられて来たのです。
河川行政も、どう水の利便を企業に与えるかという観点から考えている。いま吉野川
可動堰の問題で、公共事業を打ち切るかどうか問題になっています。また島根県の
中海干拓問題もでていますが、なんでそうやってきたのかといえれば、やはり企業中心
に河川や湖の利用を考えてきたからなのです。吉野川の住民投票によれば、圧倒的に
河口堰反対だったのです。けれど建設省は「それはよく考えて」などとうやむやにし

ている。それは明治以来の伝統が建設省内に生きつづけている証拠です。国家施策の目的は、住民のためではなく国のため、産業政策のためにある。これが今日でもまだはびこっているところに、日本の政策の特徴があるわけです。

住宅政策もかつてはそうであったのでありますが、全建総連は一貫して建設省に、住宅政策の転換を要求してきました。国民のために住宅を建てろ、そこを中心に考える。そこでいまは、住宅局の考えもかなり変わってきています。ようするに国民のための住宅づくりはどうあるべきか、という点を考えるように、だんだんとなってきたのです。じつはむかしだって、役人がわれわれと袂をぬいで話し合うときには、そういう観点からみてきたのです。国民の立場で考えていたのです。しかしその彼らが役所の机に座ったとたんに、そうではなくなってしまう。それはやはり、全体の流れが産業政策中心になっていったからなので、自分一人が国民のためを考えたって、そのためにはまず法律自身を全部変えなければならぬわけです。明治以来たまった膿がある。そういう積もり積もった古い法律や制度が、日本の国家体制を貫いてきたのですから、それを変えるのはたいへん難しいでしょう。いまそれを営々とやっているところなのです。

その一つが、官僚主導の国家運営の改革ですが、これも官僚機構の制度疲労の下で、はじめて可能になったという側面があります。官僚機構の制度疲労は、もはや誰の目

にも明らかになつてきました。警察の腐敗、役所の不祥事、これらは、明治以来の官僚主導の仕組みが、国民中心という視点に変わったところからはじまった傾向です。いまや役人はどこを支点にして仕事をすればいいのか、混乱の極みに達したということなのです。これが制度疲労と重なつて、日本の政治面での混乱、社会面での混乱が大きくひろがっているといえるのでしよう。政策の視点が国民のための政治を目指せば、官僚制度も新しくなるでしよう。

そういふなかで健康保険は、国民の声もだんだん高まつていき、政府も立派な労働力を提供するという立場から取り組んでいくなかで成立していったのであります。ただしこの健康保険制度の恩恵にあづかったのは、大きな事業所に勤めている勤労者にかぎられ、多くの個人営業者、企業に所属しない人たちは、カヤの外に置かれてきたのが実情であつたのです。これこそが、日本の国家政策であつた産業政策の弱点でもあつたし、この問題が今日まで尾を引いていることを、頭に入れておいていただきたいと思います。

建設労働と労働保護法

次に建設国保結成のいきさつについてお話しします。

まず戦後建設労働組合の組織経過ですが、昭和二三年に全日土建が結成されます。

それから全建総連が結成されたのが昭和三五年でした。日本で建設労働組合が結成されたのは、このように終戦後割合早かった。昭和二二年ごろには、すでに四五万人が組織されていたと記録されています。ものすごいスピードで労働組合がひろがっていったことの証明であります。他の全通とか国労などは、二〇万三〇万の組織規模となったところで、それと比べても建設労働組合はかなり多かったといえます。なぜそうなったのかというと、建設労働組合に、ある特殊事情があったからなのです。

戦後の焼け野原に、まず大量に人の住む家を建てなければならぬ。産業では建設業、それとエネルギー産業、たとえば石炭産業や電気産業を振興しなければならない。そういう産業に従事する人たちを特別保護しようということが考えられたのです。当時は経済安定本部という機関が政府内につくられて、ここが企画したのですが、なぜそんなことが考えられたのかというと、戦争直後の日本は、すべての物資が配給制度で供給されていました。お米も配給で、一人月何キロと決められ、わずかな量しか各戸に渡りませんでした。これでは重労働に従事する人の力が出ないからと、政府が重点的に振興する産業従事者に対して、加配米制度というものを考えついたのです。配給より余分にそういう労働者には米を加給するということになりました。そのとき、企業に働く人たちは問題なかった。企業別に労働者が何人いて何日働いているかはすぐ把握できますからそれに基づいて加配米を工場ごとに支給すればよかったです。

ところが建設労働者で、一定規模以上の事業所に勤務している人以外については、まったく把みようがなかったのです。そして日本の建設産業では、大林、清水といったも直雇の労働者を使っているわけではありません。きょう何人きているかは分かるが、その人が毎日きている人なのかどうかはまったく分かりません。そういう人たちに、どうやって加配米を支給するのか。考えられたのが、これはアメリカ式の発想なのでしようが、日本にも労働組合があるのだから、建設労働組合を中心にして加配米を配給したらどうか、ということでした。そこで労働組合を窓口とする制度がつくられたのです。労働組合に入れば、あるいはつくれば加配米が手に入る。そこで雨後の筍のように建設労働組合ができました。

もちろん加配米欲しさばかりではなく、建設労働者自体のなかにも、そういう組合づくりの基盤があったことはまちがいないのです。というのは、戦争中、国家総動員法という法律のもとで、国が必要とした労働者は、いくらでも本人の同意なく集めることが行われました。兵隊は赤紙一枚で駆り出され、兵隊でない人たちは徴用令書という紙で集められたのです。そのためにわが国の指導者たちは、各産業ごとに報国会という組織をつくらせたのです。報国会のうち、工場を中心につくられたのが産業報国会で、屋外労働に従事する人については、労務報国会と名づけられました。この両報国会を通じて、産業総動員体制が実行されたわけです。しかし日本は太平洋戦争に

負けました。連合軍がやってきて、報国会は戦争遂行の手段ということで解散させられました。ところが、会は解散させられても、労働者は工場に残っていましたから、工場ごとに対策をとればよかった。しかし屋外労働者については、労務報国会が解散させられたためどうにもならない。そこで労務報国会単位で労働組合を結成しようという動きが急速に芽生えていたところだったのです。ただし、過去の労務報国会の会長や主な指導者であったものが労働組合の幹部になることは許されませんでした。これは追放令に基づいて、戦争政策を遂行した人物ということ、公職から追放されたのです。こうして、かつては労務報国会だった組織が、こんどは名前を労働組合と変え、幹部も新しくして発足していったのであります。こうして、建設労働組合が、一気に何十万という規模でできる素地がつくられたのです。

全日土建と全建総連の結成

私も、そういう仲間の一人でありました。連日労働組合づくりに走り回ったのですが、そんないきさつでつくった組合ですから、戦前の悪弊がずいぶん残っております。その中心は、幹部の不正行為です。建設労働組合には加配米だけでなく、酒、ビール、作業衣、地下タビなども配給されてきます。たとえば地下足袋は何人につき一足とか、あるいは加配米も一人何キロずつとくるはずなのに、組合員にはそれだけこな

い。しかし新聞に「何日にお米が一人あたり何キロ配給」と発表されるので、こういう不正はすぐ分かります。そういうことで、つくられた労務報国会の姿を変えた労働組合の体質改善が求められるようになりました。私たちの労働組合も例外ではありませんでした。そこで組合は、キチツと情報公開をはじめました。組合にどれだけの物資がきて、どう割り当てたというのを一覧表にして全員に分かるようにしました。これがたいへん好評でした。また、当初から、建設業者の生活と権利を守ろうという立場で組合をつくったところもありました。

当初は、そういうことで大部分の組合が加配米目当ての組織でしたから、加配米制度がなくなればみんなつぶれてしまうのではないかと危惧されていたのですが、いざ加配米制度がなくなったとき、大部分の組合はつぶれずに生き残ったのです。それはどんな理由からかという点、当時の労働組合にも、労働者が入るメリットがあったからなのです。組合に入って何の得があるか。これは当時もいまも、労働者の現実的な関心事です。当時は加配米制度が最大のメリットでした。コメが公定価格で手に入るということは、組合費を払っても十分に得な取り引きでした。だから加配米制度がなくなれば、みんな組合から脱退するのではないかと見られていたのですが、けっしてそうはなりませんでした。組合としても、そういう事態にそなえて準備をしてきたからです。その一つが労災保険の適用でありました。

労災保険の適用

戦後政府は、労災保険法という法律をつくりました。これも依然として企業が単位であったため、企業に入っている労働者には労災保険が適用され、仕事上でけがや病気になった人は労災保険が受けられた。しかし建設労働者はまったくカヤの外でした。役所に交渉しても、それを救う方法がない。事業所に所属してないからです。当時は、常時五人以上を雇用する事業所とされていたと記憶していますが、個人ではまったく入れなかったのです。すると、常時五人以上働いてないところの従業員や一人親方などはこの保険に入ることができなかったのです。

そこで「けがと弁当は手前持ち」をなくそうという運動を、各建設労働組合が取りあげてきました。そしてつくられたのが、擬制適用という制度だったのです。なぜ擬制適用にしなければならなかったのか。それも日本の労働法制が事業所中心、すなわち産業政策の一環であったからなのです。労働者をいかに保護するかが中心でなく、いかに産業に労働者を確保するかが重点だったからなのです。事業所に働いて、長く勤続している労働者が前提とされて、労災保険も失業保険も健康保険も発想されてきたわけで、この影響はいまも続いています。

ですから、私たちは交渉をしました。そこで役所側から妥協案として出されたのが擬制適用方式でした。この擬制適用方式とはどんな制度かというと、「正規に適用でき

ない人にはある組合をつくらせる。その組合を事業所として擬制して、そこに働く者については制度の適用を受けさせる」。こういうものでありました。つまり一人親方の労災保険擬制適用というのは、事業所が本来全額負担するのを、自分で保険料を組合に払って、組合がそれを集めて労働基準監督署に持っていく。つまり組合が企業の代理をつとめるのです。そして仕事だけがをしたときには、その組合（事業所）の仕事だけがをしたと認定させる、これが労災保険の擬制適用方式だったのです。そういうことでしか制度を認めさせることができなかつたのです。これも私は、日本の特徴だと考えています。

しかし当初の労働組合では、そういうことも取りあげて活動していきました。加配米がなくなっても、労災などの点についてはメリットがあるということで、組合に残られた人が多かつたのではないかと、私は考えています。

不当課税への反対

もう一つ、組合が取りあげて活動した課題の一つに、不当課税撤廃の運動がありました。特に戦後の事業税課税が問題でした。当時事業税は、大工・左官・板金みんなにかかつてきておりました。ようするに、ものごとを完成して相手に売却する場合ぜんぶにかかつてきたのです。請け負い行為がその対象になっていたわけです。これは

不当ではないか、他の工場などで働いている大工さんにはぜんぜんかからない。工場労働者と請け負う労働者とのお互いに違う点は、ただ源泉徴収をされているかいないかだけではないか。そこで東京を中心に、全国的に「不当課税反対」「大工は事業税を払うな」などのポスターを張りめぐらしました。そして都道府県税事務所や税務署あるいは国会への陳情行動などもくりひろげたわけです。その結果衆議院大蔵委員会などで議論が行われ、事業税の撤廃に成功すると共に建設労働者への不当課税が行なわれないよう大蔵大臣から答弁を引き出したりしました。いまも事業税はありますが、いま組合員でこの税金を払っている方は、かなり少ないと私は思います。

技能者の養成

技術・技能の問題にも組合は取り組んでまいりました。職業訓練として取り組んだのですが、これには二つの種類があります。一つは養成訓練を行うことであり、何も分らない人に、大工などの技能の初歩を教えて、一定の水準までもってくる訓練のことです。もう一つは向上訓練です。一人前になった人を対象に、もう少し技能を向上させるために、向上訓練というかたちで実施するものです。全建総連はもちろん両方取りあげてきたのですが、とくに養成訓練については、特別に国に対して助成制度を要求してきました。いまの労働省能力開発局をむかしは職業訓練局といっ

ていましたが、中身は同じことをやっています。そこへこういう立場で交渉していった。たとえば同じ労働者を養成する場合、一定の規模の会社・工場では、自分たちの利益の範囲内で行うことが十分可能です。ところが一人親方あるいは零細工務店だと自分で弟子をとって養成をして、その弟子が自分の所に居ついて、一人前になって手助けしてくれればいいが、養成が終わったらどこかへいってしまったとなれば、養成した費用は全額親方持ちで親方が損をする。これは少なくとも建設業界全体で費用を賄うべきである。そうすれば、一定の養成をした人が、どこで働こうと建設業内で働くのだから、収支のバランスがとれる、という考え方を持ち込んだのです。しかしなかなか実現しませんでした。そこで国への要求としたのです。建設業の養成制度については、きちつとした制度にするべきだ、あるいは助成をするべきだ、という運動を展開したのです。これが一定の成功をして、今日まで続いているわけです。こういう運動も全建総連では行ってきたのであります。

健康保険制度適用の取り組み

これら全建総連が行った運動のなかで、とくに健康保険の問題は大きな意義をもつ運動でした。これも建設に従事する職人には従来なかった制度でした。みんなどうやって健康保険に入るうか。労災保険については、一応一人親方については擬制適用

方式ではありませんが発足できました。しかし健康保険については、入る方法がまったくなかったのです。これも、常時五人以上の労働者を使用している事業所については、被使用者は事業主を通じて保険料を収める。この原則は今日でも変わっておりません。労使折半も同じままで、場合によって使六割労四割ということもできる。しかしいずれにしても、保険料は事業主が支払い責任をもつことが原則にされているのです。当時すでに国民健康保険制度もあったのですが、皆保険ではありませんでした。そこで日雇いの健康保険制度をつくろうという動きがでてきたのです。

なぜ日雇いだったのか、というと、じつは失業保険法という法律がその以前に施行されていたことが伏線としてあったのです。その失業保険については、戦前から日雇い労働者については適用除外になっていた。それがこのころ失業保険審議会で問題になって、失業保険のなかに日雇い労働者特例法がつけられ、日雇い労働者にも失業保険を適用することになったのです。そういう特別の制度ができていたために、健康保険でも日雇い特例ができるのではないかという意見が、全建総連の前身だった組織のなかからもでてきたのです。全建総連ができたのは昭和三五年で、まだ当時はできてなかったのですが、全日土建分裂後の後継組織がいくつか集まって、そういう運動をやっていたのです。国会請願も精力的にやりました。いろんな運動をやって、日雇い健康保険法が成立したのです。昭和二八年のことでした。

ところが、このようにして日雇い健康保険法が成立したのに、運動の主体となってきた建設労働組合の組合員は、この保険に入ることができないものになってしまったのです。なぜかという点、ここでもやはり「常時五人以上使用する事業所に働く日雇い労働者」という適用条項が壁となったのでした。ここでもまた、五人以上というところが邪魔をしたのです。「なんで一生懸命運動したのに、肝心な推進主力の建設労働者が除外されるのか」。もちろん厚生省も、この法律をつくる際、全建総連の部隊が怒って攻めてくることを予想していたようで、折衝に応じてきました。その結果できたのが、ここでも擬制適用方式でした。

「何でもいいから労働組合でない協会をつくりなさい。それをつくれば、そこを事業所とみなして健康保険の扱いを認めます。そこに労働者はまとめて入り、社会保険事務所にも加入できるようにします」。こういうことで、建設業にも健康保険制度ができたのです。

日雇い健康保険法もその擬制適用も、厚生省が労働組合に押されてつくったもので、本音はつくりたくなかったようです。もっと先延ばししたかった。むしろ国民皆保険を目標にして、そのなかで国民保険に入れたらいいという意見がかなりあったようでした。しかし国会でさんざん議論され、野党側から法案が出てしまった。これ以上待っていると厚生省として逃げ場がなくなってしまうために、これがつくられたのです。

だから内容は、ものすごく悪いものでした。いまのみなさんが見たら、「こんなものか」というようなしろものでした。

たとえば、この日雇い健康保険で医療行為を受ける場合、組合員と組合事務所ではこういうことをしなければなりませんでした。まず病人がでた組合員は組合事務所にきます。そして、「誰々が病気になった」と書記局員に伝えます。すると書記局では、その人が持っている手帳に前二カ月に二八枚以上の印紙が張つてあるかどうか点検します。これは労働者が働きにいったとき現場で張つてくれる証紙です。一カ月一四枚が通常で、それを二カ月通算して二八枚以上印紙が張られていることが条件です。そうなるのはじめて受給権が発生するのです。書記局員はその手帳を持って社会保険事務所所に走ります。組合員はそこかん事務所待ちぼうけです。社会保険事務所では手帳と手続きを見て、受給資格証明書（医療証）というものを発行して渡す。葉書大の証明書でした。書記局員はこれを持って、組合員が待つている事務所に戻り組合員に渡す。組合員はこれを持って医者にいき、治療をしてもらう。このようにたいへんわずらわしい手続きが必要な制度だったので、しかもその受給資格者証の有効期限はたった三カ月間しかありません。三カ月たつと、もう一度同じことを繰り返さないといけません。いま考えるとなんとまだるっこしいと思うようなことを、現実にやらされていたのです。

二八枚の印紙も都道府県ごとに異なっており、契約も都道府県の保険課長と組合とが締結するという形式になっていました。ですから力の強い所は、一月一四枚だけ張ればいいじゃないか、二月二八枚でよいではないか。そう押し通した所もありましたし、逆に力のない所では、厚生省から意向として出されたのが「建設労働者の稼働日数は平均月二二日程度だから、二〇枚くらいは張らせる」という指導がでていたので、弱い所は二〇枚張らされていたのです。力関係で一四枚の所、一六枚の所、二〇枚の所といろいろあった。東京や神奈川などは力が強かったので、「一四枚以上は絶対張らない」といって、一月二八枚以上にはさせなかった。こういうものでした。なんといても一番苦情がでたのは、組合員がいちいち組合事務所にいって書記局長が社会保険事務所に走って、また戻ってきて、もらったものを渡すという煩雑さでした。また土曜日の午後などに病人がでたら、月曜日まで医者にかかれなわけです、社会保険事務所が開いてないので。そんなことからこの日雇い健康保険の改善運動はおきてきたのです。

まず医療証を組合に預けるという要求でした。このやりとりは、役人が現場を知らずに決めた最たるもので、「組合事務所になど証明書を預けるわけにはいかない」「では受払簿をきちつとつけねばいいじゃないか」。そんな交渉のすえ、強い組合が先頭にたつて、社会保険事務所から一〇枚、二〇枚と預かれるようになって、ここがきちつ

とやっつて報告書もだすようにしてきたので、これが全国にひろがっていったのでした。この措置で、組合員が事務所にきさえすれば、医療証がもらえるようになったのです。さらに三カ月を六カ月にし、一年にし二年にする。これも運動としていきました。

組合内部での討論では、この日雇い健康保険の擬制適用についても、当初採用するかどうか、だいぶ異論がありました。法律返上論などという意見もありました。しかしせつかく作らせた法律を返上したって仕方がないのではないか。ともかく受けてみて、必要があれば内容改善の運動をやるう。そういうことで適用を受けることになったのです。そしてその後、内容はどんどん改善されていったわけです。医療証を発行するのが組合事務所になったのも、本来は社会保険事務所がやらなければならないものでした。というのは、社会保険事務所長の印が押してある書類だからです。それを組合で、受払書を書いてまとめて預かってきて、組合事務所から発行するようにした。これも私は日本の処理だと思つのですが、当時の組合の交渉などがこういうことを可能にできたのです。

ところが適用以来しばらくして、この擬制適用問題がたいへんな事件に発展していったのであります。制度発足直後から厚生省は、日雇い健康保険は赤字だから保険料を上げるなどといっていた。われわれは反対します。国会で大論争となります。何回かそういう場面が出現するようになりました。そして厚生省の考えを否決させ、少

ない上げ幅で妥結するといった場合もできませんでした。それにはいろんな陳情合戦がやられました。自民党にももちろん精力的にやりましたし、裏取引もやりました。ともかく保険料を大幅に上げさせないために活躍したのです。みなさんは大野伴陸という自民党の大物を知っているかどうか分かりませんが、この人がホテルニュージャパんに事務所を持っていて、あるときそこにも陳情にいきました。すると大野先生、やおら当時の水田という大蔵大臣を事務所に呼びつけて、「これはオレが可愛がっているモんだ。保険料を上げないでとっているからそうしろ」「かしこまりました。ではこのくらいでどうでしょう」と指で何やら符丁を示す。「うん、それでいいだろう」と簡単に保険料値上げ幅が縮まったこともありました。

しかしいつの間にか日雇い健康保険は大きな赤字をだすようになっていたのです。そこで厚生省も今度こそなんとかしなければ、ということになったわけです。もちろん全建総連は値上げには反対です。国庫負担を増やせと要求しました。そこでまた国会闘争を展開したのですが、そのころはいまと違って自民党が衆議院でも参議院でも、絶対過半数を占めていた時代です。だから自民党がやるといったら、衆議院も参議院も簡単に通過できたのです。こういう時代、かなり抵抗したのですが、このときは残念ながら衆議院で押し切られてしまいました。もう参議院通過を待つばかりとなったが、われわれは最後まで奮闘しようとして、連日国会に請願行動を行ってまいりました。保

険料引き上げ反対で断固として運動をやってきたわけです。参議院に舞台が移ったとき、与野党の議員たちに議面に出てきてもらって「最後までがんばってほしい」ということで激励を続けました。そういうなかで与党内にも矛盾ができ、会期切れを迎えても与野党の合意ができなくなりました。そしてたしか五月一三日だったと思います。が、とうとう国会閉会日を迎えて、参議院で夜の一二時までがんばって、審議未了ということ廃案にしまったのです。

これで頭にきたのが厚生省でした。「全建総連はけしからん。擬制適用の法律の枠外で救ってやっていたのに、値上げに最後まで反対して、しかも衆議院を通過した法案を参議院で廃案にしまった。この責任は厚生省にはない、全建総連にある」と屁理屈をこねて、厚生省はその報復手段として、全建総連に対する健康保険の擬制適用廃止の通達を出してしまったのです。「六月一日をもって擬制適用を廃止する」と全国に発したのです。まさに不当な報復でした。

なぜ不当かという点、擬制適用というのは法律的にいつでも、組合と各都道府県保険課長との間で結ばれた契約だったので、厚生省はそれに何ら口出しできるものでもなかったのです。それを厚生省が一片の通達をだして、擬制適用を廃止するなど、とんでもないことだったのです。しかし役所が下部に通達したことです。下部の役所はこれに従うことになる。

六月一日までに、はたして擬制適用廃止反対運動が成功するのかどうか、全建総連はまさに天王山に立たされたわけであります。全国に、ともかく各保険課長と交渉して、都道府県から厚生省に圧力をかけさせようという戦術で対抗しました。この運動で、全国の都道府県庁舎は全建総連の動員で埋まってしまったといってもよかったです。都庁などは廊下、階段が組合員で埋まって、仕事ができないほどでした。厚生省にも全国から、廃止を絶対させない決意を込めた交渉団が大量に結集した。厚生省の庭も組合員で埋まっていきました。

擬制適用廃止と建設国保組合の設立

これで焦ったのが自民党でした。通達で、建設労働者の日雇い健康保険の擬制適用は六月一日で切れる。もしそこまで自民党側が何もしないで、全建総連がそのまま突っ走ったら、当然臨時国会が九月に予定されているから、ここが健保国会になってしまふに違いない。すると他の法案が吹っ飛んでしまふ。しかも全建総連の要求を否決した場合、社会的にどういう影響がでてくるか不安がある。そこで「何とかしなければ」という意見がでてきたわけです。そして浮かびあがってきたのが、国民健康保険組合を建設労働者につくらせるといふ案だったので。国民健康保険組合というものは、業種別などにつくられておりました。しかしそれは、業種的にみて、どうしても

組合健康保険や国民健康保険に吸収できない業種の人びとに特別に認可されたものであつて、当初を除き新設は認めないという一貫した方針が政府部内にあつたのです。そこに自民党が建設につくらせるという方針変更に踏み切つた。厚生省は大あわてでした。当時厚生省の幹部だつた人に聞くと、「われわれとしてはまったく反対だつた。これは政治決着でやむなく認めたのです」といつています。建設関係の擬制適用を廃止した部隊についてだけ、建設国民健康保険組合の設立を認める。こういう妥協点がだされたわけです。

これには当然、自民党系のとび職組合などを中心にして、左官組合もただちに国民健康保険組合をつくらうという運動をはじめました。一旦そつという動きがでてくると、全建総連がどうでようと、作らないほうが悪いということを押し切られてしまう恐れがでてきました。しかも六月一日には現行の擬制適用保険も消滅してしまう。保険が切れたあと、組合員と家族の医療はどう保障されるかなど、大問題が一気に労働組合にのしかかつてきたわけです。これはもつつくらざるを得ないだろうということ、緊急中央執行委員会を開いて「建設国保をつくらう」という決議をして、当時はまだ全国的には擬制復活運動をしている最中ではありましたが、急がないと間に合わない、手続きをはじめたのであります。こうして全国に、建設国民健康保険組合を設立するよう指示を出したのです。

ところが、その運動にも一つ障害が発生しました。全建総連については、全国一本で建設国保組合を組織することはまかりならぬと、厚生省がまたも横やりを入れてきたのです。これには自民党も同調してしまった。これ以上全建総連に力がついたら、厚生省としてはたいへんだから、「都道府県ごとにバラバラにつくれ」、ということをお願いした。全建総連側としては、現実的にはそんなことを短時間でできるわけがない、と力説しました。大きな組合ならできるかも知れないが、小さな組合が県ごとにつくっていたら、事務局を設立することもできない。したがって全建総連一本で、全国的な組合組織にしないと運営できない組合ができてしまう。こう説得しました。その段階で厚生省から妥協案としてだされたのが二本建て案、各県ごとに三〇〇〇人以上の組合員を持つている組織については、単県国保にしない。それ以下の県については全建総連が一括して組織してもやむを得ない。それを妥協点として設立にとりかかったのであります。いま全建総連には二三の建設国保組合、ようするに中建国保が一つ、単県が二二と別れておりますが、これにはそういういきさつがあったのです。

なんとしても全建総連一本でつくることはまかりならぬ、という厚生省・自民党の共同した策動で、全建総連の組織を分断するということ彼らの狙いの一環は実現しました。しかしいまの時点に立つて考えると、そのほうが良かったのではないかと私は考えます。はたして当時、全国一本で設立事務をはじめたら、できたのかどうか私たちでさ

え自信がなかったのです。とにかく何十万人の組合員から一人残らず毎月きちつと保険料を徴収するシステムを、たった半月程度で構築できたかどうか。もともと国保組合に変わるということについて、私たち自身すら半信半疑だったところで、「ともかく一本でつくるう」となったところ、向こうが妥協案をだしてきた。そこで渡りに舟とばかり乗ってみた、というのが本音だったように思えます。

こうして、案にしたがって国保組合をつくることを了承したと、厚生省に通知しにいきました。ところが厚生省は「戦犯とは会いたくない」といつてきた。当時の書記長や社保対部長とは会わないというのです。よほど全建総連の担当者が憎かったのでしょう。仕方なしにそれ以外のメンバーで交渉団を構成して、やっと国保組合の設立合意ができた。厚生省もしぶしぶ「やむを得ない」ということで認めることとなったのであります。当時の課長だった吉村という人がいった言葉が残っています。「みなさんはきょうは本当に殊勝です。私に何回も頭を下げているけれど、認可されたらまたワーワーいつてくるのではないですか」、「まあそんなことをいわずに認可してくださいよ」ということで、設立が認められたといういきさつがありました。

認可されたらもうこっちのものです。直ちに運動を全国的に展開しました。どんな運動だったのか。数字が明らかですから発表しますと、それ以前に業種別の健康保険組合をつくっていたところが、医師、歯科医師、理容師とか料理飲食業とか、いくつ

もありました。そういうところに出されていた臨時調整補助金、臨調といっています、これをいまは特調といっています。この予算が年間一億円でした。それが私たちが建設国保組合をつくってから、直ちに野党にも応援を頼んで、まず臨調を増やさせようという運動に取り組みました。厚生省も、いろいろ横やりを入れてきたのですからさすがに気がとがめたのでしょうか、その年内には四億円の補正予算を組み、合計五億円にしました。それ以降は、まさにうなぎ登りでした。明くる年の昭和四十六年が九億円、四十七年が二三億円、四十八年が四三億円、四十九年が七〇億円、五〇年が一〇億円、五一年が一四〇億円、五二年が一七〇億円、五三年が二〇三億円。

これを聞いただけでびっくりする人もいるでしょう。昭和四五年からたった八年間で、一億円が二〇三億円と二〇三倍の上昇率となったのです。運動がなければこんなことはできっこありません。まさに全建総連が一丸となって運動してきたたまものがあります。これを全建総連に丸ごとくれればなおよかったのでありますが、そうではない。国保組合全体ですから、運動しなくてもおこぼれにあずかった組織もあつた。われわれのなかでも、かなり不満がでたことがありました。「運動しなかつたところには渡すな」「そもいかない」という議論があつて、結局その他の国保組合もみんな対等に配分されることになった。ただし建設国保組合だけは別扱いにして、という要求は、今日まで続いています。ともかく建設国保組合が設立され、いままで運営されてきた

わけですが、これなどは全建総連に結集されたみなさんの運動が実った典型ではなかったかと、私は考えています。

臨調はその明くる年(五四年)、七一億円にガタンと下がっています。これは、じつは下がったのではなく、定率補助の割合が変わったことにあります。それまで建設国保組合は二五%しか取れてなかった。それが五三年度、われわれが念願してきたあやふやな臨調でないきちつとした定率を定めて増やせ、という要求が通ったのです。当時市町村国保は、ちゃんと定率で組んでいたのです。四〇%に特調が五%、合計四五%を取っていたのです。われわれは二五%ですから、足りない分を臨調で賄ってきた。そんな不安定なことではなく市町村並みにしろ、という運動を国会等でやりました。それを達成できたのがこの年だったのです。そのためにこの年は七一億円に減ったのですが、これは定率を達成した上で、さらに七一億円積みあげたという額ですから、現実には前進したのです。この年のこの成果が、以来建設国保が安定的に積みあげている特別調整補助金になっているわけでありませう。

特に国保組合の事務局に新しく入られた方は、全建総連と国保組合がなぜ、どんなことにつながっているのだろうと疑問に思われるでしょうが、こういいういきさつで結びついてきたということをお分かりいただけたでしょうか。ようするに建設国保の運営は、建設国保組合で事務としてきちつとやってもらおう。ただしその財政面について

の国との交渉や制度上の交渉については、全建総連がそれを受け持っていていく。両者は車の両輪として運動を進めよう。こういうことで、運動面については全建総連が受け持ち、国保組合の事務については国保組合が受け持つ、そういう役割分担をして今日まで続いてきたのです。ですからみなさんの場合、労働組合と国保組合の二本建てになっており、組合の役員が代わると建設国保の役員も代わるということも行われてきた。これも表裏一体で運動をしているからそうなっているわけです。両者のこういう関係は、運動面と実務面にきちつと任務分担を分けるところで明朗になっているのです。恐らくこれは、今後もそのように維持されるでしょうが、国保組合のみならずも「全建総連って何をやっているのだろう」ということでなく、運動面を担当しているということをご理解をいただきたいと思うのです。

一〇割給付と一部負担問題

このようにして建設国保が設立されましたが、ここにはいま、いろんな問題がでてきています。以下その点をお話してみたいと思います。

その第一は、一〇割給付と一部負担の問題です。全建総連傘下の国保組合でも、一〇割給付を行なっているとところが少なくなりました。全建総連は当初から一〇割給付堅持という方針をもっており、いまだにこの旗を下ろしておりません。何といても

一番よいのは、何かあった場合に全額を保険で払ってもらうことで、これがどんな場合でももっとも理想的な処理方法です。それを残す努力はしなければなりません。その根拠は、じつは健康保険法にあったのです。健康保険法には、ちゃんと「付加給付をすることができると書いてある。これに基づいて、全建総連ではいままで一〇割給付をやってきたわけです。

建設国保を設立するときに厚生省と全建総連は、「一〇割給付をやりません」と、話し合いも持っている。だから一〇割給付はけしからんということにはならないはずなのです。このごろ、よく新聞等に「一〇割給付けしからん」といった論調が見られますので、そのあたりの事情をよく知らない人は、一〇割給付をやるような組合には助成金はいらぬのではないかと、全部カットしろなどといっています。そして「一〇割給付のところも八割給付のところも同じ補助金をもらっている」と誤解している向きもあります。これはけししてそうではないのです。一〇割給付でやっているところと八割給付でやっているところとは助成金の率は、一〇割の場合いくらかカットされています。九割給付組合もカットされています。そういうなかで運営しているのですから、けしして八割給付の組合と一〇割給付の組合が同じ率でもらっていることはありません。その辺を話すと、新聞記者ですら「ああそうですか」といいます。つまり一〇割給付の組合というのは、得をしているのではないのです。努力して運営しているの

です。しかもその根拠は、国民健康保険法に基づいている。法律に基づいているということも、知られていない事実の一つです。全建総連が一〇割給付を守るといのは、国保法に書かれている付加給付をきちんと守っていくことであって、もし付加給付をやめるといふ法改正がでてくれば、全建総連は全力で反対するつもりです。いまのところ厚生省は、そのようなことはいつていませんから、わざわざこっちからいいたす必要はありませんが、そこを全建総連はきちつと守っていくという方針なのです。

しかしだんだん一〇割給付が維持できないで、九割八割にするところができていく。これを全建総連で阻止しろという意見もあります。しかしそこを全建総連が阻止するということは、なかなかできないのです。なぜかという、それぞれの国保組合は独立の会計をもった独立した組織です。保険会計からみてこれではやっていけないというところがあれば、それはそれぞれの保険組合で、自分たちで決めていただく以外にないわけです。全建総連がそれをカバーしようとすることは、全建総連が一本の保険団体であれば可能かもしれませんが、現実はそのようではない。全建総連が全体的に金を集めて、各組合に補助するといったことにもなっていないのです。一時そういう意見もあったことはあったのです。一〇年ほど前のことですが、全建総連で調整補助金みたいなものを積み立てて、どこかがたいへんというときにはそこから出し合つて補助するような、そういう基金みたいなものをつくつたらどうか、といった意見がでた

のですが、それを各国保組合が負担するようになる、これまたたいへんということ、うやむやになってしまった経過がありました。そういうことから考えて、そこは各組合で決断していただく以外にはないと思います。

ただ、一〇割でできるといふやりかたは、きちつと守っていく必要があります。それは全建総連が今日まできちつとやってきた方法であります。厚生省がそう簡単に、付加給付廃止などということをいいたすこともできないでしょうが、仮にいいだしてきたとしても、それを最後まで守る運動をやっていくつもりなのであります。

介護保険制度の導入

次に介護保険の問題がでてまいりました。これもたいへん複雑な制度であります。これについては、保険料だけ取られて介護はなしという状況を、まずきちつとすべきである。これを今後運動としてやっていく必要があります。しかしそれは、いまの介護保険についてそういう闘争課題があるということですが、では、これから建設国保組合として、介護保険制度に基づいてどうするのかという問題があります。介護保険については、それはそれとして進めると同時に、労働組合とタイアップしながらですが、国保組合も介護問題を取りあげていく必要があるのではないのでしょうか。国保組合そのものは介護保険に介入できないというのが、法律の建前となっています。保険

料はお前たちちゃんと徴収せよ、しかし口はだすな。それが厚生省のいまの方針です。まあこれはこれで法律になっただけで、いくらケンカしても直るものではありません。これこそ全建総連が政治を動かす方面でケンカをするべき課題なのですが、それとは別の問題として、労働組合と共同しながらやる課題もあるのではないか。全建総連は一昨年からのその問題をすでに取りあげております。介護問題をどうするか。いま呼びかけていることは、今年の全国大会議案にでてくると思いますが、それぞれの地域ごとに主婦の会を中心に、介護補助員をつくらう。ケアマネージャーになれる人があればそれが一番よいわけですが、そこまではなかなかいかないでしょうが、少なくともそういう体制を整えていこう、ということ。さきほどお話したように、介護保険は、保険料を徴収するが介護がともなわれないという問題が続出しているわけです。私は、恐らく今後ますますこの問題は深刻化していくだろうと考えています。不満が爆発するようになると思います。なぜかという点、いよいよ一〇月から第一号被保険者から保険料を徴収するようになるからです。いま保険料を取られている人は、介護を受ける人でない人です。しかしこの一〇月からは、介護を受けられる人が取られていくのです。しかも年金から源泉徴収です。ところがこれを知っている人は割合少ないようです。われわれは知っているが、一般の人に案外知られてない。つまり年金の通知がくると、そこで保険料が差し引かれています。だからこれはたいへんな問題に

なる可能性が大きいのです。しかも介護の体制が不十分で、介護が必要な人でも受けられない。そうなるとういへんな社会問題です。

そういう時代に入りますから、組合としてもそれに対応した体制を整える必要がありますと思うのです。少なくとも組合員のなかで介護の必要な人がでた場合、公的介護を受けられなければ組合員の互いの助け合いとして、この点をカバーすることも必要なのではないでしょうか。もちろん当初はボランティアでやっていただくことになるでしょう。介護報酬を受けることは不可能で、それぞれ組合や主婦の会有志の方々の助け合いになるでしょう。

ここでいっておきますが、「主婦の会がやる……」という言葉はよいいかたではないです。私などもいろんなところで話をしますが、介護というと、だいたいが女性がお父さんを診るものと思うのですが、本当にそうなるのかどうか分らないです。主婦という言葉を使うのは、この場合よくない。全体として女性ばかりでなく、男性もふくめて介護問題は考える必要があります。ただ話しやすいから主婦という言葉を使っている。そこは分かっているわけですから、ともかくそういう組織を全建総連傘下組合はそれぞれ持っているのですから、そこで介護体制を整える。それにはホームヘルパーの資格を取る運動なり、あるいは二級に挑戦するなり、そういうことに組合自身が対応していく。組合のなかに要介護者がでて、なかなか公的介護がで

い場合、組合で介護する体制もつくる必要があるのではないか、と思います。その場合、やはり国保組合とタイアップする必要があると考えています。もちろん国や組合が金をだすのはたいへん難しいことですが、考えれば、別の意味でいろんな方法があると思います。そういうことも考えていかないと、単に国保組合を運営していけばいいという時代はもう過ぎたと思います。労働組合もまたそういう点を考えていく課題があると思うのです。

共済制度との組み合わせ強化と労働組合の発展

ところでもっといえば、建設労働組合の原点といえば助け合いでした。太子講からの伝統ですから、これは江戸時代あるいは戦国時代からあつたしきたりだったかも知れませんが、太子講というのは、そういう機能を果してきたわけです。現場でけがをしたとき、あるいは家庭に病人がでたとか困ったときには、みんなで助け合いをしてきたのです。じつは太子講は、雇用確保までやっていたのです。組合に入っていれば仕事先が保障される。ただしいまと仕組みはだいぶ違っていました。

当時は、各職人集団とそれぞれの領主とが結託しておりました。職人は座というものをつくっていました。各人はそこに入るには、株を買わなければならなかった。つまり大工の資格を取れなかったのです。ある人が職人になれるかどうか職人の座が

決めていたのです。そして座は、領主に毎年貢ぎものを送り、領主から発注される仕事は無料で奉仕し、代わりに座の権限を保障してもらっていたのです。そこで、座に入っていない人は領地内では仕事ができない。座の職人でなければ仕事ができないことになったわけです。だから座(組合)に入れさえすれば、仕事は確保できたのです。ただし領主との話し合いで決まることも多く、例えば賃金や作業時間なども領主の許可がないと決められなかったわけですが、仕事の確保も座の権利でした。

今後建設労働組合が考えなければならぬのは、一つは、介護保険でいえば、これも助け合い活動の一環なのですから、まずボランティアでやろう。そしてこれが介護保険の流れに乗れば、報酬を受ける事業にすることができるということになります。ただ少なくとも、組合員で介護保険を受けられないという人はなくそう。そういう点を考えていく必要があると私は思います。

労働組合全体とすると、これからもいろんな問題があります。たとえば賃金問題。いまは仕事をやっても賃金を払ってもらえない、仕事がなくて賃金もでない、という情勢ですが、これも今後の問題として解決が迫られています。技術技能の向上の課題でも、最近職人全体の技術技能が劣ってきたといったことが話題になっています。全建総連ではそういうことのないように、一所懸命後継者育成の事業をやってきました。青年技能競技大会もいまは活発に行われています。あまり活発なので、全建総連の若

い青年の技術水準はものすごく上がっております。国が主催する技能グランプリなどでは、上位はほとんど全建総連加入組合員の独占状態です。あまりこれが続くと今度はますますなる。多少加減しないと「もう全建総連でやってもらえばいいや」なんて国がいいだすかも知れません。日本では建設技能労働者育成は全建総連に任せて、国は手を引こうなんていわれかねない。そういう面でも、もつと組合全体の力で、建設業全体を盛り上げていく方向で、二一世紀を迎えなければなりません。

だから私は、いまやっていることばかりがいいという発想でなく、二一世紀にはもつと別の発想が必要だと思えます。いまや日本全体が大きな転換期を迎えています。官僚制度は腐敗し、教育の現場も警察の現場も、まったくなっていない状態です。そこうとか雪印といった大企業が、素人目にも何をやっていたのか、と疑われるような不名誉事件を繰り返しています。そういう社会に全建総連もあるわけで、全建総連だけがいままでの運動をやっているよといとは、私はならないと思えます。労働組合だつてやはり競争の時代に入っています。連合もおそらくそんなことを気づいていると思えます。会社の競争も激しいが、労働組合だつて競争していかなければならない。全建総連内だつて競争があつてもいい。何を競争するのか。それは組合員の要求をきちつと実現する、組合員の意見を尊重することだと思えます。どこがいちばん組合員の要求を取りあげているか、これが今後の組合に問われてくると思えます。それが組

合活動の原点なのです。そういう範囲でいっても、私は助け合い活動はたいへん大事な活動だと思います。

そういうことで、介護保険問題もふくめて建設国保組合も、もっといろんな問題を取りあげて、二一世紀を展望していく必要があるのではないかと思います。

以上で私の話を終えたいと思います。ご静聴ありがとうございました。



加藤 忠由（かとう・ただよし）

◆ 略 歴 ◆

生年月日 一九二六年七月 東京都生まれ

一九四七年 東京土建産業労働組合執行委員長

一九七三年 全国建設労働組合総連合副中央執行委員長

一九八一年 全国建設労働組合総連合書記長

一九八八年 全国建設労働組合総連合中央執行委員長

現在に至る

これは、二〇〇〇年八月二十四～二十五日、全建総連
国保組合協議会で行なわれた講演の要録であり、講師の
許可を得て、全建総連・企画調査室がまとめたもので
す。